○財務省令第十九号

酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十六号）の施行に伴い、及び酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第十八条第二項の規定に基づき、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第三項第二号ロ中「及び法人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）」を加える。

第七条の七を第七条の八とし、第七条の六の次に次の一条を加える。

（酒類製造業等の相続の申告書の添付書類）

第七条の七　令第十八条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類で同条第一項の相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の全ての相続人（包括受遺者を含む。）を明らかにするものとする。

一　戸籍の謄本又は抄本

二　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項（法定相続情報一覧図）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

三　前二号に掲げるいずれかの書類を複写機により複写したもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十一の四中「相続（包括遺贈を含む。）の場合における戸籍抄本その他」及び「ものであること」を削る。

（酒税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち酒税法施行規則第七条の七の改正規定及び附則第一条第三号中「第七条の七」を「第七条の八」に改める。

○財務省令第二十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十七号）の施行に伴い、並びにたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項並びにたばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第二条の二及び第五条第三項の規定に基づき、たばこ税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ税法施行規則の一部を改正する省令

たばこ税法施行規則（昭和六十年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を第六条とする。

第一条の見出しを「（未納税引取りの目的及び製造場）」に改め、同条中「たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号。以下「令」という。）」を「令」に、「輸出された製造たばこで当該製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場又は蔵置場へ引き取るためのものとし、同号に規定する財務省令で定める場所は、当該製造場又は蔵置場」を「次の各号に掲げる製造たばことし、同項第二号に規定する財務省令で定める場所は、当該各号に定める場所」に改め、同条に次の二号を加える。

一　輸出された製造たばこで当該製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場又は蔵置場へ引き取るためのもの　当該製造たばこの製造場又は蔵置場

二　法第八条第二項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で当該製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場又は蔵置場へ引き取るためのもの（当該製造たばこ製造者が製造した加熱式たばこの喫煙の用に供されることが明らかなものに限る。）　当該製造たばこの製造場又は蔵置場

第一条を第五条とし、同条の前に次の四条を加える。

（定義）

第一条　この省令において「製造たばこ」とは、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する製造たばこ（法第八条第一項前段の規定により製造たばことみなされる製造たばこ代用品（以下この条において「製造たばこ代用品」という。）及び法第八条第二項前段の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（以下この条において「加熱式たばこの喫煙用具」という。）を含む。）をいい、その区分は、法第二条第二項の規定（製造たばこ代用品については法第八条第一項後段の規定を、加熱式たばこの喫煙用具については同条第二項後段の規定を含む。）によるものとする。

（製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲）

第二条　たばこ税法施行令（以下「令」という。）第二条の二第四号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者

二　令第二条の二第三号の加熱式たばこの喫煙用具を同号の委託を受けた者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第三条　法第十条第三項第一号に規定する財務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。）　当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定する葉たばこをいう。）が充塡されている容器

二　法第八条第二項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具　当該加熱式たばこの喫煙用具に充塡された同項に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

（対価たる金額が確定していない加熱式たばこの金額の計算方法）

第四条　法第十条第三項第二号ロ(1)に掲げる加熱式たばこの製造者が販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した時において当該加熱式たばこの対価たる金額が確定していない場合又は当該製造者が販売以外の目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合における同号ロに定める金額は、同号ロの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用の金額（法第十条第三項第二号イに規定する消費税等相当額を除く。）に、当該金額に百分の十を乗じて計算した金額を加算した金額

二　前号に掲げる金額に令第三条第六項に規定する割合を乗じて計算した金額

2　前項の計算に関し、同項各号に掲げる金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。